

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年八月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一〇十一 略〕

十二 移動体検知センサー用

周波数	〔略〕	〔略〕
五七GHzを超え六四GHz以下	〇・〇一ワット以下	設備規則第四十九条の第十四第十二号に規定するもののうち、変調方式が周波数変調であって、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものに限る。
〔略〕	〔略〕	〔略〕
一ニデシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下。ただし、平均電力は一ミリワット以下であること。	設備規則第四十九条の第十四第十二号に規定するものうち、変調方式がパルス振幅変調であるものに限る。	

改正前

〔一〇十一 同上〕

十二 移動体検知センサー用

周波数	〔同上〕	〔同上〕
五七GHzを超え六四GHz以下	〇・〇一ワット以下	設備規則第四十九条の第十四第十二号に規定するものに限る。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔十三 略〕

〔十三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。